

3/22
(水)

わっさむ草花の会「押し花展示会」のお知らせ

3月22日から29日まで、図書館ロビーでは、わっさむ草花の会の「押し花展示会」をおこなっています。
春を呼ぶ美しい色彩の作品の数々をお楽しみください。



お知らせ版

広報わっさむ

2017. 3. 17

NO. 203

- 期 間 3月22日(水)～29日(水)まで
午前10時～午後6時 (月曜は休館日)
- 場 所 和寒町立図書館 ロビー

■詳しくは図書館まで(TEL32-4646)

和寒町議会 議会報告会を開催します

町議会では、「わかりやすい議会」「開かれた議会運営」に取り組んでおり、議会活動の報告や町民の方との意見交換をおこなうため、毎年議会報告会を開催しています。

つきましては、下記の日程で開催しますので、町民皆さまの多くの参加をお待ちしています。

日程	時間	場所	対象自治会
4月13日(木)	午後6時30分～	大成寿の家	松岡・北原、東山
	午後6時30分～	三和地域センター	西和福原、三和・菊野
4月14日(金)	午後6時30分～	町民センター 1階 子供会室	恵みヶ丘、大通、西町、 仲町、若草、かたくり
	午後6時30分～	中和地域センター	中和、三笠南

※ 対象自治会は参考ですので、ご都合のつく日時・場所にお越しください。
なお、開催時間は2時間程度を予定しています。

■詳しくは議会事務局まで(TEL32-2436)

こどもの安全見守り隊・学校支援ボランティア募集！！

●こどもの安全見守り隊
登下校時の街頭指導やあいさつ運動を行う活動です。

●学校支援ボランティア
学校からこども館までの引率補助(月2回程度)や、学校での様々な行事を支援する活動です。



子どもたちと元気にあいさつしたり、一緒に歩いたりして健康づくりをしてみませんか？
皆さまのご協力をお待ちしています。

※車等で子どもを見守る「にこにこパトロール」「こども110番の家」活動のボランティアも募集しています。

■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

平成29年度 固定資産土地価格等縦覧帳簿の縦覧について

平成29年度固定資産に係る土地、家屋の価格等縦覧帳簿を地方税法第416条の規定により、平成29年4月3日より平成29年7月31日まで縦覧します。

固定資産税は、資産価格に応じて課税される税であり、適正な時価額で課税をおこなうことが原則となっています。

つきましては、正しい課税のためにも縦覧期間中にご自分の資産を確認されますようお知らせします。

- 縦覧場所 役場 住民課お客さま窓口
- 持参する物 印鑑
- 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
(但し土曜、日曜、祝日は除く)

お客さま窓口



■詳しくは住民課税務係まで(TEL32-2422)

平成 29 年度 児童扶養手当等の額改定のお知らせ

ひとり親世帯の児童や、障がいのある児童を養育する方に支給される手当が、平成 29 年 4 月から支給額が次のとおり改定されます。これは平成 28 年全国消費者物価指数をもとにして、物価スライド方式により手当額が 0.1%引き下げられるものです。

●児童扶養手当：特別な事情により、ひとり親家庭等で養育されている児童（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者）がいる場合、養育している方に手当が支給されます。また、児童が心身に障がいを有する場合は、20 歳未満まで支給されることがあります。

	区分	月額
第 1 子	全部支給	42,290 円
	一部支給	9,980～42,280 円
第 2 子 加算額	全部支給	9,990 円
	一部支給	5,000～9,980 円
第 3 子 加算額	全部支給	5,990 円
	一部支給	3,000～5,980 円



全部支給・一部支給は扶養親族の人数と受給者の所得に応じて区分されます。

●特別児童扶養手当：20 歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を監護・養育している方に手当が支給されます。

等級区分	月額
1 級	51,450 円
2 級	34,270 円

※等級は障がいの程度に応じて区分されます。

●障害児福祉手当：精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の児童に支給されます。

月額
14,580 円

●特別障害者手当：精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に支給されます。

月額
26,810 円

■詳しくは保健福祉課福祉係まで(TEL32-2000)

「北原交流展示館」作品募集

北原交流展示館では町民の皆さまによる写真や書・絵画・押し花絵・水墨画・陶芸・木彫など毎年多くの力作を展示しており、今年も 5 月 1 日（月）のオープンに向け準備を進めています。

サークルや個人で制作している作品で会場を彩ってみませんか？

個人展、グループ展の相談もお待ちしています。お気軽にご相談ください。



- 募集作品 写真、書、絵画、手芸など自身で制作したもの
- 展示期間 5 月 1 日から 10 月 29 日 ※短期間の展示も受け付けます。

■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

生ごみは、生ごみ専用袋に入れて出しましょう



日頃より町民の皆さまにご理解とご協力をいただいておりますが、生ごみを出す際に、専用袋と違う袋に入れたり、生ごみ以外のものが混じっていると収集できません。必ず、生ごみ専用の袋に入れて出しましょう。皆さまご協力をよろしくお願いいたします。

■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)

和寒町文化財保護委員会 委員の募集をします

和寒町指定文化財の保存・活用及び指定に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に意見を述べる、文化財保護委員を募集します。

区 分	募 集 要 項
1. 募集人員	1名（委員数3名の内）
2. 応募要件	・町内在住者で、町の歴史や文化財、郷土資料に関心がある方 ・平日に開催される会議に出席可能な方（年3回） （出席した回数に応じ、報酬を支給します）
3. 任 期	・平成29年4月1日から平成31年3月31日まで（2年間 再任可）
4. 申し込み	・平成29年3月30日（木）まで
5. 応募方法	・教育委員会に氏名、住所、年齢を連絡ください。
6. 選 考	・教育委員会で選考し、結果は文書で通知します。
7. 応 募 先	・〒098-0133 和寒町字北町 61 番地 和寒町教育委員会 TEL 0165-32-2477 FAX 0165-32-3004

■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

犬や猫を飼われている方へお願い！！

犬や猫を飼われている方は、次の注意事項を守り、責任を持って飼いましょう。

犬	<p>○ 必ずご登録を！ 生後91日以上の犬は市町村への登録が義務付けられています。まだ登録されていない飼い主の方は、必ずご登録をお願いします。 また、犬の死亡、失そう、所有者の変更等があった場合も、必ず手続きをお願いします。</p> <p>・登録料 1頭 3,000円（生涯1回）</p> <p>○ 生後91日以上の犬は、年に一度狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。必ず受けていただき、注射後は町に届出をし注射済票の交付を受けましょう。</p> <p>・注射済票交付手数料 1頭 550円</p> <p>○ 他人に迷惑や危害を与えないよう、放し飼いは絶対にやめ、屋外飼育や散歩の際、必ずコントロールできる長さにリードを繋ぎましょう。</p> <p>○ お散歩の際、他人に迷惑がかからないよう、排泄物は必ず持ち帰り、他人の所有物等にマーキングをさせないようにしましょう。</p>	
猫	<p>○ いたずらや排泄物で他人に迷惑がかからないよう必ず室内で飼いましょう。</p>	

○去勢・避妊手術について

右記のとおり町の補助がありますので、手術前に役場住民課環境衛生係まで認定の手続きをお願いします。

	補助対象	補 助 金		
		補 助 率	限 度 額	
犬	生後3カ月以上	手術料の1/2 ※限度額は右記のとおり	去 勢	避 妊
			2,500円	5,000円
猫	生後6カ月以上		2,000円	5,000円

■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)